

江別市地域総合整備資金貸付実施要領を次のように定める。

平成25年3月29日

改正

平成25年5月22日

江別市長 三 好 昇

## 江別市地域総合整備資金貸付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江別市地域総合整備資金貸付要綱（平成25年3月29日市長決裁。以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域振興民間能力活用事業計画に位置付けることができる事業)

第2条 要綱第3条第1項の地域振興民間能力活用事業計画に位置付けることができる民間事業者等による事業は、江別市総合計画に適合し、かつ、市が重点的に推進する施策と密接な関連を有する事業であつて、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 産業の振興にとって重要な役割を果たすと認められるもの
- (2) 市街地整備の充実にとって中核的な役割を果たすと認められるもの
- (3) 子育て環境、障がい者福祉又は高齢者福祉の充実にとって有益かつ積極的な役割を果たすと認められるもの
- (4) 教育又は文化の振興にとって有益かつ積極的な役割を果たすと認められるもの
- (5) 前各号のほか、地域振興にとって重要な役割を果たすと認められるもの

(貸付対象費用)

第3条 要綱第4条の貸付対象費用には、消費税を含まないものとする。

2 要綱第4条第1号の設備の取得等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 施設又は建物の新築、取得、増築若しくは整備
- (2) 土地の取得又は造成
- (3) 設備の改良又は補修（当該設備に価値の増加をもたらすものに限る。）

(貸付対象事業からの除外)

第4条 次に掲げる事業は、貸付対象事業としないものとする。

- (1) 本市の他の制度融資その他併用することが適当でない融資を利用する事業
- (2) 市への事前協議前に着手した事業

(貸付対象事業の審査)

第5条 民間事業者等から地域総合整備資金の借入れの事前協議があつたときは、民間事業者等に要綱第14条に規定する借入申込書、事業計画書及び同条各号に規定する書類の提出を求め、これらの書類に基づき、委員会（次条の地域総合整備資金貸付審査委員会をいう。以下同じ。）は、当該事業が貸付対象事業として適当であるか否かについて審査するものとする。

2 委員会は、前項の審査に当たっては、財務諸表に関する有識者の意見を参考にし、貸付対象事業の地域経済への波及効果、公益性及び市の財政運営に及ぼす影響を総合的に

判断して審査するものとする。

(地域総合整備資金貸付審査委員会)

第6条 前条の規定による審査及び貸付けの適切な運用に係る基本的な事項に関する調査  
審議を行うため、地域総合整備資金貸付審査委員会（以下「委員会」という。）を置く  
。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は、副市長をもって、副委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、総務部長以外の部長職をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議を招集し、及び会務を総理する。
- 6 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員会の庶務は、企画政策部企画課において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月22日から施行する。